

基本目標3 様々な状況にあるこども・若者が健やかに成長できる支援の充実

すべてのこども・若者が健やかに成長できるよう、貧困や障がい、家庭環境など様々な状況にあるこどもへの支援を充実させ、安心して暮らせる環境を整備します。

基本施策3-1 こどもの貧困の解消に向けた対策

生まれ育った環境に左右されることなく、本市に育つこどもたちが、自分が希望する生き方を選択・実現できるよう、地域や社会全体でこどもの育ちを支えるという認識のもと、教育の支援、生活の安定に資するための支援などを推進します。

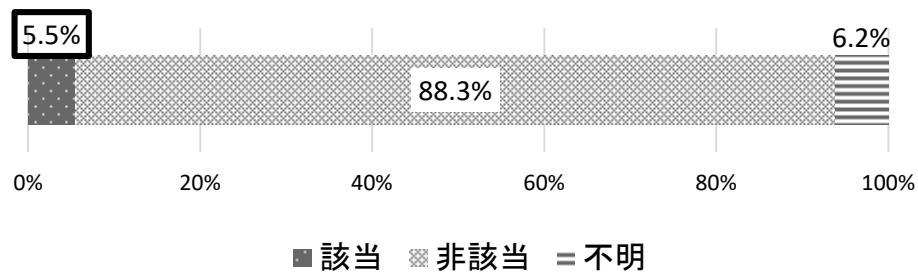
1 こどもの貧困の解消に向けた対策【施策3-1-1】

現状と課題

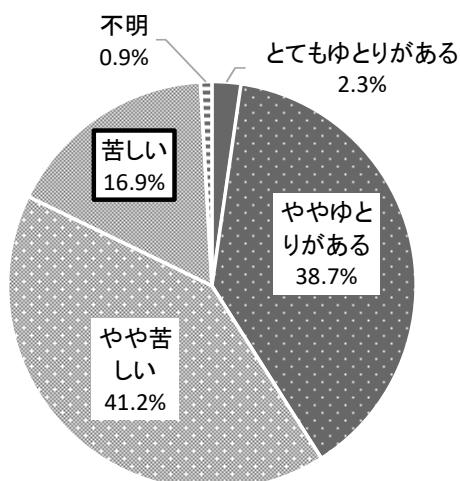
- こどもの貧困は、家庭の経済的困難のみならず、保護者の心身状況や地域での孤立など複合的な要因が重なって生じるものです。本市では、子ども家庭センターや福祉事務所等が連携して相談支援を実施していますが、相談機関や支援制度が存在していても、必要な支援につながらない家庭が一定数あるのが現状です。
- 保護者とこども、それが安心して利用できる支援体制の整備と広報・周知が求められており、また、ヤングケアラーのように家庭内で介護や世話を担うこどもは、相談窓口にアクセスする余裕がなく、その実態が見えにくいうことから、周囲の気づきと丁寧な対応ができる体制の構築が必要です。
- 経済的困窮が長期化する家庭では、保護者が仕事や家事に追われ、時間に余裕がない等の理由により十分にこどもに関わることができず、孤食や不規則な生活となり、必要な生活習慣が身につきにくい場合があります。本市では、こども食堂が徐々に増えており、こどもの食事に対する民間団体による支援が広がっていますが、生活全般の安定には至っていないのが現状です。
- 民間団体の活動は、財源や人材の不足により、運営が安定しない場合があることから、行政との連携が必要です。また、生活困窮の背景には、経済的な問題に加え、保護者の心身状態や地域からの孤立といった複合的な要因があるため、世帯に対する包括的な支援が必要であるとともに、こどもが安心安全で気軽に立ち寄ることができる、こども食堂を含む居場所づくりが必要です。

- 民間団体による無料の学習支援や生活困窮世帯に対する学習支援の実施とともに、子どもの学ぶ機会の選択肢を広げるため、学力向上の支援のみならず、自己肯定感が高まる体験の機会の創出が必要です。
- 保護者の多くが就労していますが、非正規雇用や短時間労働に従事している場合は、安定した収入を得ることが難しく、経済的に困難な状況となっています。また、ひとり親家庭では、生活状況調査において、養育費の受領率が低調であることがわかりました。
- 安定した雇用の確保とともに、子育てと仕事を両立ができるよう、保育や学童保育の確保や離婚後の養育費確保についての支援が必要です。

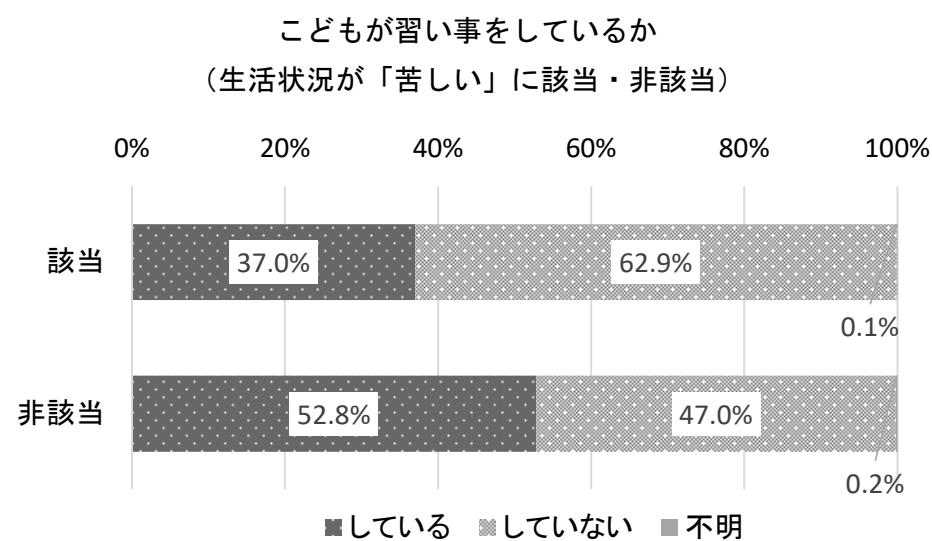
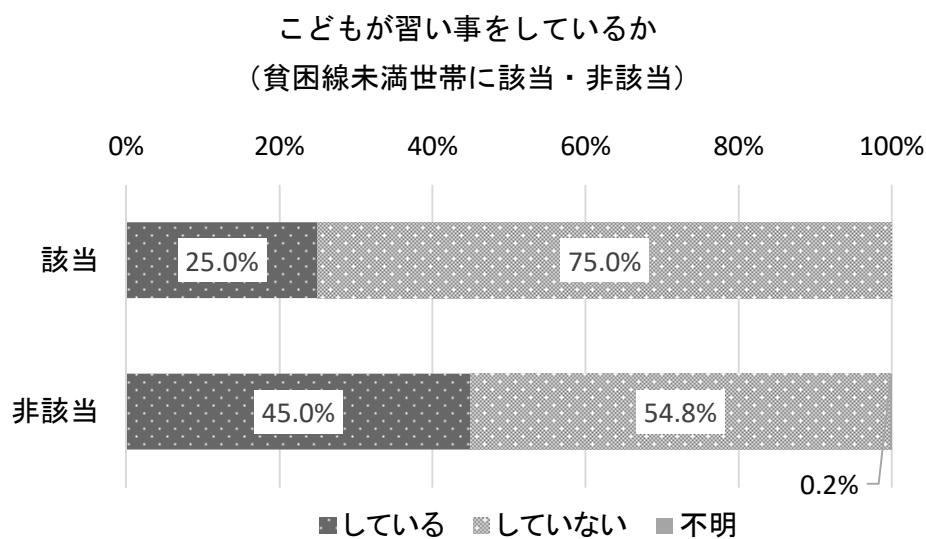
【図表 4-36】貧困線を下回る水準の世帯の割合（生活状況実態調査）（再掲）



【図表 4-37】子育て世帯の暮らしの実感（全体）（生活状況実態調査）



【図表 4-38】こどもが習い事をしているか（生活状況実態調査）



施策の方向性

○相談・支援体制の整備

- ◆ こどもやその保護者が、社会的孤立の状態に陥らず、地域で安心して暮らせるよう早期に様々な支援につなげるため、相談機関における支援体制の充実と関係機関の連携を強化します。
- ◆ 家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、こどもが健やかに成長するよう、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行います。

○生活の安定に資するための支援

- ◆ こどもたちが地域や社会との関わりの中で様々な経験を積みたくましく成長していくけるよう、こどもの居場所づくりに関する支援を行います。
- ◆ 民間団体が実施する「こども食堂」について安定的な運営ができるよう支援を検討します。(再掲)

○教育の支援

- ◆ 義務教育段階の就学援助や高等教育の機会を保障する就学支援など、進学しやすい環境を整備し、就学継続を支援します。
- ◆ 意欲がありながら、経済的事情により十分な学びの機会がないこどもを対象に、学習塾などの学校外の教育サービスの活用を含む、教育機会の均等を図るためのしくみづくりを検討します。(再掲)

○保護者の就労支援、経済的支援

- ◆ 貧困の状況にある世帯の生活の自立に向けて、保護者の就労に向けた資格取得や就職活動を支援します。
- ◆ 生活の環境整備を図るため、訪問等による生活相談や家計指導、居住の安定のための住宅支援などを行います。

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第2期子どもの未来応援計画の取組・事業を記載したもの）

- **生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援事業）（福祉総務課）**
生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者およびその関係者からの相談に応じ、支援プランを作成して伴走型の支援をする。
- **こども家庭相談（子育て相談支援課）**
子ども家庭センターにおいて、こどもとその家庭等の相談に応じ、必要な支援を行う。
- **妊娠期からの相談支援事業（秋田市版ネウボラ）（子ども健康課）**
妊娠届出時等に、母子保健コーディネーター（助産師）が妊婦と面接を行い個々の状況を把握し、相談支援を行う。必要時関係機関と連携しながら継続的な支援を行う。
- **ヤングケアラー支援（子育て相談支援課）**
ヤングケアラーやヤングケアラーの可能性があるこどもを早期に発見し、必要な支援に繋げる。
- **母子・父子自立支援員による相談の実施（子ども福祉課）**
母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭からの相談を受け付け、必要な支援に繋げる。

- **子どもを守る地域ネットワーク強化事業（要保護児童対策地域協議会）（子育て相談支援課）**
要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関との情報共有と問題の共通認識により、適切な役割分担による支援を行う。
- **小・中学校就学奨励事業（学事課）**
経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。
- **子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援事業）（福祉総務課）**
生活困窮世帯に属するこどもを対象に、学習支援によって進学を支援する。
- **生活保護（保護第一課、保護第二課）**
困窮の程度に応じ最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
- **母子父子寡婦福祉資金貸付事業（子ども福祉課）**
母子、父子家庭および寡婦の経済的自立と児童の福祉の向上のため、修学資金・就学支度資金等を貸し付ける。
- **助産制度（子ども福祉課）**
保健上入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院することが困難な妊娠産婦を援助する。
- **福祉医療費給付制度（子ども福祉課、障がい福祉課）**
乳幼児、小中高生、ひとり親および障がい児(者)に係る医療費の自己負担分を助成する。
- **ひとり親家庭自立支援事業（子ども福祉課）**
ひとり親家庭の自立支援のため、就職に役立つ就業支援講習会を開催するとともに、就職を目的とした資格取得に要する費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金事業を実施する。また、安定的に增收が見込める専門資格取得を支援する高等職業訓練促進費給付金事業を実施する。
- **市営住宅優先入居制度（住宅政策課）**
配偶者のいない母または父世帯や多子世帯などが入居しやすい制度を導入して、子育て世帯を支援する。

基本施策3-2 障がい児等への支援の充実

障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこどもとその家族を支え、安心して暮らし、学び、地域でともに育つことができる環境を整えます。

1 障がい児等への支援の充実【施策3-2-1】

現状と課題

- 「秋田市障がい者プラン」および「秋田市障がい児福祉計画」に基づき、関係機関が連携しながら、地域における支援体制の整備や切れ目ない支援を行い、障がい児等とその家族が安心して暮らすことができる地域づくりを進めていく必要があります。
- 教育・保育施設においては、障がい児や医療的ケア児の学びと育ちを支えるため、さらなる受入体制の整備が求められています。障がい児等とその家族が安心して生活できる環境づくりを進めるため、関係機関と連携しながら、引き続き受入体制の整備に努めていく必要があります。
- 学校においては、障がいのある、なしに関わらず、全てのこどもが安心、安全に学ぶことができるよう、関係機関が連携、役割分担をしながら、環境整備や支援の充実に努める必要があります。
- 障がいのあるこどもや発達に特性のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進することが求められており、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、市の責務が明記され、放課後健全育成事業においても、医療的ケア児を支援する環境整備や人的配置について補助が拡充されています。障がい児等が他のこどもたちと遊びや体験を通じて共に成長できる居場所として放課後児童クラブを利用できるよう、支援体制の整備を進めていく必要があります。

施策の方向性

○障がい児等への支援の充実

- ◆ 障がい児等とその家族が地域社会において安全に安心して暮らせるようにニーズや社会の変化を的確に捉え、これまで以上に関係機関との連携・協力、役割分担を強化し、質の高い支援の提供を推進します。また、「秋田市障がい者プラン」および「秋田市障がい児福祉計画」に基づいて、支援の充実に努めます。
(障がい福祉課)
- ◆ 保育所等へ入所を希望する障がい児や医療的ケア児が、集団保育を受けることができる環境を整備し、質の高い教育・保育体制の支援および生活支援の向上を推進します。
(子ども育成課)

- ◆ 障がい児等が放課後を安全で安心して過ごすことができ、他のこどもたちとともに過ごし成長できる機会を確保するため、放課後児童クラブの利用を選択できるよう、職員体制等の整備を行い、成長支援の充実を図ります。（子ども福祉課）
- ◆ 放課後健全育成事業の実施において、関係機関と連携を図り、障がい児等の個々の状況に合わせた適切な配慮および環境整備を行います。（子ども福祉課）
- ◆ 医療的ケア児支援のため、放課後児童クラブに看護師を派遣します。（子ども福祉課）
- ◆ 各校における特別支援教育の充実が図られるよう、学校訪問や教職員研修を通して、取組の充実を図ります。（学校教育課）
- ◆ 特別な支援を必要とする小・中・高等学校の児童生徒を対象に、学級生活支援サポーターを派遣します。また、校内外の学校行事等に参加する小・中学校の児童生徒を対象に、学校の要請に応じて学校行事等支援サポーターを派遣します。（学校教育課）
- ◆ 特別な支援を必要とする児童生徒が校内外の学校行事等に参加する際、学校の要請に応じて学校行事等支援サポーターを派遣します。（学校教育課）
- ◆ 医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、医療的ケア看護職員を派遣します。（学校教育課）

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

● 障がい児の通所支援（障がい福祉課）

障がいのある児童を対象に、施設等において日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練など、必要に応じた支援を行う。

● 障がい児の日中一時支援事業（障がい福祉課）

障がい児を介護している家族が一時的に介護できない場合等に、日中における支援や活動の場を確保するため、一時預かりを行う。

● 障害者総合支援法における障害福祉サービスの提供（障がい福祉課）

在宅の障がい児が利用可能な短期入所や居宅介護などの障害福祉サービスを、障がい児の状態に応じて提供する。

● 障害児等療育支援事業（障がい福祉課）

在宅の知的障がい児の療育に関する相談に対応するため、委託相談支援事業所等に相談窓口を設置する。

- 障がい児すこやか療育支援事業（障がい福祉課）
一定の所得制限のもと、障がいのある未就学児が児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用料の1／2を助成する。
- 障がい児通所施設利用料無償化事業（障がい福祉課）
一定の所得制限のもと、障がいのある未就学児が児童発達支援および居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用料を障がい児すこやか療育支援事業に加えて助成し、無償化する。
- 障がい児保育事業（子ども育成課）
障がい児の受入れを円滑化し、障がい児保育の充実を図るため、私立保育所等へ補助金を交付するとともに、公立保育所においては必要な保育士の配置を行う。
- 医療的ケア児保育支援事業（子ども育成課）
保育所等における医療的ケア児の受入れに当たり、看護師等の配置に係る費用などを補助する。
- 小・中学校就学奨励事業（特別支援教育就学奨励費）（学事課）
経済的理由により就学困難と認められる障がいのある児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。
- 特別支援教育推進事業（学校教育課）
通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に「学級生活支援サポーター」を、学校行事や校外学習に参加する児童生徒に「学校行事等支援サポーター」を派遣する。
- 放課後児童健全育成事業（再掲）（子ども福祉課）
放課後児童クラブにおいて、障がい児を受け入れる体制を整えている施設に対し、委託料の運営基本額に障がい児受入れに要する経費の一部を加算し、障がい児の受入れを促進する。また、医療的ケア児の受入れに当たり、放課後児童クラブに看護師を派遣する。
- 各種サービスの情報提供（障がい福祉課）
「障がい者のためのくらしのしおり」に障がいに関する各種情報を掲載し、市役所および市民サービスセンター等の公共施設に設置するほか、ホームページに掲載する。また、支援者や保護者から要望の多い、事業所についてのより詳細な情報をホームページに掲載する。

基本施策 3-3 児童虐待防止対策の充実

虐待の早期発見と相談支援体制を強化し、関係機関と連携してこどもを守ります。安心して育ち、笑顔で過ごせる環境づくりに地域全体で取り組みます。

1 児童虐待防止対策の充実【施策 3-3-1】

現状と課題

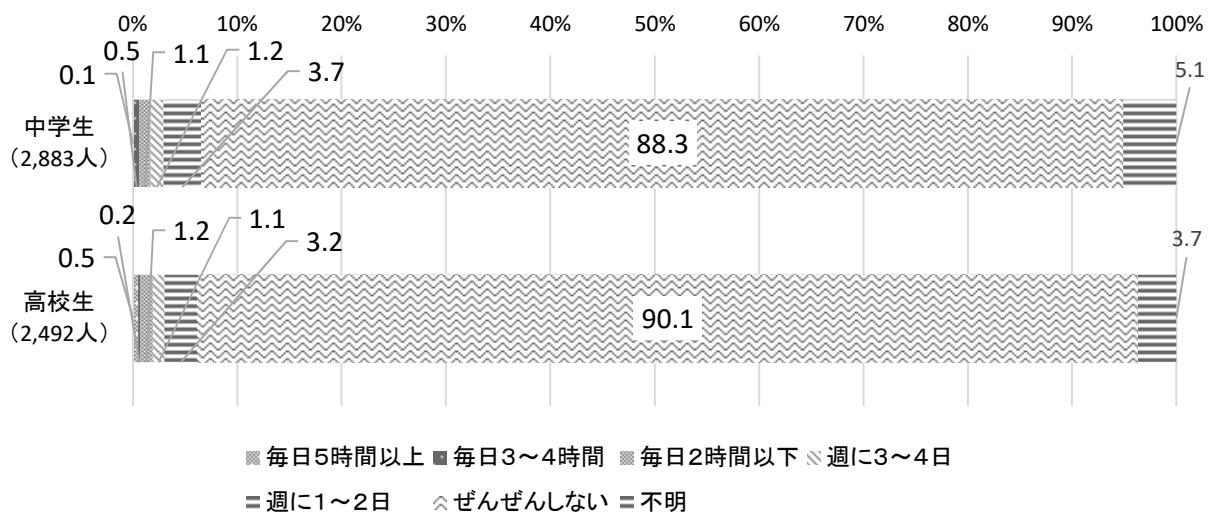
- 本市における児童虐待相談受付件数は、全国的な傾向と同様に増加傾向となっています。児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、虐待防止に向けた取組の充実が必要です。
- 児童および妊産婦に対し包括的な支援を行うため、令和6（2024）年4月に子ども家庭センターを設置し、児童虐待防止対策の強化に取り組んでおり、関係機関が一体となって、虐待の発生予防、早期発見・早期対応、保護・自立に向けた支援に至るまで、切れ目ない対策を推進していくことが求められています。
- 本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども（ヤングケアラー）は、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、関係機関と連携しながら早期発見に努め、必要な支援につなげる必要があります。

【図表 4-39】虐待内容別件数の推移

(件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体的虐待	50	38	41	39	59
ネグレクト (養育の放棄・怠慢)	65	54	54	55	62
心理的虐待	108	135	155	151	146
性的虐待	1	0	2	1	2
合計	224	227	252	246	269

【図表 4-40】親に代わって家族の介護をする頻度・時間（こども調査）



施策の方向性

○児童虐待防止対策の充実

- ◆ 子ども家庭センターを中心に、相談窓口の周知と啓発活動に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会を活用しながら、福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関との連携のもと、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応等の取組を推進し、子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な支援体制を強化します。（子育て相談支援課）
- ◆ 学校や地域の関係機関等との連携強化を図りながら、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、必要な支援につなげます。（子育て相談支援課）
- ◆ 児童福祉法等の改正で保育所等の職員による施設・事業を利用する子どもへの虐待に関する通報義務が設けられたことを受け、相談窓口を設置し、虐待の未然防止や早期発見のための体制を強化します。（子ども育成課、子ども福祉課、子育て相談支援課）

主な取組・事業

※作成中（以下は、参考として第4次子ども・子育て未来プランの取組・事業を記載したもの）

● 児童虐待防止推進事業（子育て相談支援課）

子ども家庭センターを中心に、子どもとその家庭に関する相談全般に応じ、児童虐待やヤングケアラーに対しては、要保護児童対策地域協議会を活用しながら、必要な支援を実施する。

● 子どもを守る地域ネットワーク強化事業（要保護児童対策地域協議会）（子育て相談支援課）

要保護児童対策地域協議会を運営し、関係機関との情報共有と問題の共通認識により、適切な役割分担による支援を行う。

- **児童虐待防止啓発活動（子育て相談支援課）**

児童虐待やヤングケアラーの防止啓発、相談窓口の周知のため、啓発グッズの配布やSNS等の活用、関係機関・団体等からの依頼に応じた研修会等を開催する。

- **子育て世帯訪問支援事業（子育て相談支援課）**

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えたり、食事等の生活環境が不適切な養育状態にあるなど、養育の支援が特に必要であると判断した家庭に対し、支援者がその居宅を訪問し、家事・子育て等の支援を実施する。

- **乳児家庭全戸訪問事業（再掲）（子ども健康課）**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の心身の状況、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や助言を行う。

